

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900)

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

## フィブリノゲン製剤納入医療機関名等の広報について

フィブリノゲン製剤を投与された方に対し、可能な限り投与の事実をお知らせし、検査・治療を受けていただけるよう、平成16年12月に公表したフィブリノゲン製剤が納入された医療機関（約7000）の名称について、新聞を活用して、改めて広報いたします。

約7000医療機関名の広報に先立ち、C型肝炎検査受診の呼びかけを以下のように順次行っていく予定です。お知らせいたします。

### (1) 10月31日(水) (既に実施)

「C型肝炎検査受診の呼びかけ」を厚生労働省ホームページのトップページに掲載。(平成16年12月より継続的に掲載されている内容)

### (2) 11月13日(火)～18日(日)

新聞各紙において各1日ずつ突出し広告を政府広報により掲載予定。

掲載内容

- ・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ
- ・フィブリノゲン製剤納入先医療機関名が厚生労働省ホームページや地方自治体で確認できること。

### (3) 11月下旬目途

新聞記事下7段(紙面1/2サイズ)で政府広報を掲載予定。

掲載内容

- ・C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ(検査対象者等の具体的説明)
- ・C型肝炎ウイルス検査の概要
- ・相談窓口

平成19年11月14日

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策企画官 植村展生 (内 2901)

血液対策課長補佐 齋藤匡人 (内 2906)

## フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口の設置について

フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の公表に関する問合せ窓口は、厚生労働省医薬食品局血液対策課で行ってまいりましたが、11月15日より、厚生労働省内にフリーダイヤル（専用回線）による「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」を設置することといたしましたので、お知らせいたします。

### ○厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付期間 平成19年11月15日(木)～12月28日(金)

受付時間 午前9時30分～午後8時 (土・日・祝日を除く)

11月29日(木) 朝日、読売、毎日、産経、日経、ブロック紙の各朝刊  
30日(金) 地方紙の各朝刊

**C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。**

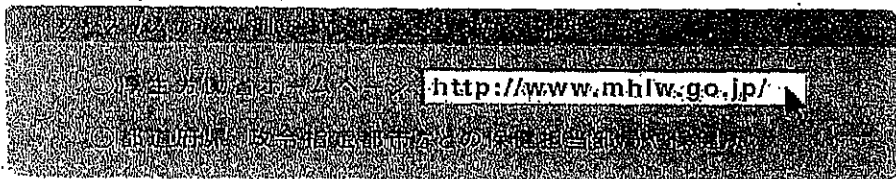


政府広報 | 厚生労働省

政府広報オンライン  
http://www.gov-online.go.jp/

# C型肝炎ウイルス検査の受診をおすすめしています。

平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方等、「検査受診の呼びかけの対象者」に該当する方は、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方よりも高いと考えられますので、C型肝炎ウイルス検査を受けられることをお勧めしています。



<http://www.mhlw.go.jp/>

## 肝炎ウイルス検査の概要 (平成19年度)

実施内容	保健所における特定感染症検査等事業
対象者	希望者(過去に肝炎ウイルス検査を受けたことのある者を除く)
実施場所	保健所 自治体によっては委託医療機関でも受診可
費用	保健所での検査は、基本的に無料 (一部の自治体では自己負担が必要な場合があります)
問い合わせ先	居住する地域の保健所

上記のほか、  
①老人保健法に基づき市区町村が実施する肝炎ウイルス検査(詳しくは、お住まいの市区町村にお問い合わせください)、  
②被保険者及び被扶養者を対象に健康保険組合及び政府管掌健康保険が保健事業として実施する健康診査があります(対象者等実施については、加入されている保険者にお問い合わせください)。  
また、各医療機関において肝炎ウイルス検査を実施するところもあり、診察により肝炎の感染が疑われる場合には、医療保険が適用されます。

## 検査受診の呼びかけの対象者

①フィブリノゲン製剤(フィブリン糊としての使用を含む)を1994年(平成6年)以前に使用されませんでしたか?

フィブリノゲン製剤の投与を受けた方には、以下のような場合があります。

- 1) 妊娠中又は出産時に大量の出血があった
- 2) 大量に出血するような手術を受けた
- 3) 食道静脈瘤の破裂、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
- 4) がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
- 5) 特殊な腎結石・胆石除去(結石をフィブリン塊に包埋して取り除く方法)、気胸での胸膜接着、腱・骨折片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた

②下記a~hに該当しませんか?

- a. 1992年(平成4年)以前に輸血を受けた方\*
- b. 大きな手術を受けた方
- c. 血液凝固因子製剤を投与された方
- d. 長期に血液透析を受けている方
- e. 臓器移植を受けた方
- f. 薬物濫用者、入れ墨をしている方
- g. ボディピアスを施している方
- h. その他(過去に健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後肝炎の検査を実施していない方等)

\*輸血などに用いる血液製剤は、様々な安全対策がとられてきており、感染症伝播のリスクを完全に排除できないものの、近年の製剤の安全性は格段に向上しております。

公衆医療機関に尋ねても、該当するかわからない方は、まず肝炎ウイルス検査を受診してください。

なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診されている方は、新たに上記に該当することがない限り、基本的に再度検査を受ける必要はありません。

これらの制度は各地方自治体により異なる部分がありますので、詳しくは地方自治体の窓口にお問い合わせください。

厚生労働省の  
相談窓口

専用フリーダイヤルを  
開設しました。

0120-509-002

12月28日(金)まで  
9:30~20:00  
※土・日・祝日を除く。

厚生労働省 医薬食品局血液対策課 〒100-8916 東京都千代田区麹町1-2-2 TEL.03-5253-1111(代表)

地方自治体の  
窓口

都道府県、政令指定都市などの  
保健担当部局や保健所

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900)

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

平成20年1月16日

医薬食品局血液対策課

「フィブリノゲン製剤納入先医療機関」及び「非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関」の公表（政府広報）について

○趣旨 C型肝炎ウイルス検査の受診勧奨

○広報 1月17日の新聞折込広告 約3000万部

○公表内容

1 都道府県別の各製剤納入先医療機関名及び所在市区町村

1) フィブリノゲン製剤納入先医療機関（6726施設（注））

（内訳）

現在も存在する施設（名称変更施設を除く）	3949施設
名称変更施設（統廃合を含む）（△印）	1306施設
廃院（休止を含む）（※印）	1354施設
特定されなかった医療機関	117施設

（注）ホームページ公表医療機関の内、施設の名称等が不明なものを除く。

2) 非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関（805施設）

（内訳）

現在も存在する施設（名称変更を除く）	488施設
名称変更施設（統廃合を含む）（△印）	214施設
廃院（休止を含む）（※印）	95施設
特定されなかった医療機関	8施設

2 検査を受けていただきたい方

- 1) フィブリノゲン製剤の投与を受けた可能性のある方
- 2) 血液凝固因子製剤の投与を受けた可能性のある方
- 3) その他検査をお勧めする方

3 検査の受診機関など

4 問い合わせ先

- 1) 厚生労働省相談窓口フリーダイヤル 0120-509-002  
平成20年2月29日（金）まで ※土、日、祝日を除く 9:30~20:00  
厚生労働省ホームページアドレス <http://www.mhlw.go.jp>

2) 都道府県の主な窓口等

都道府県、政令指定都市、保健所設置市、東京都23区の保健所、健康福祉事務所等に設置

C型肝炎は、早期発見・早期治療が重要です。

政府広報 | 厚生労働省

# C型肝炎ウイルス検査をお受けください。

平成6年以前にフィブリノゲン製剤の投与を受けた方などは、肝炎ウイルスに感染している可能性が一般の方より高いと考えられます。

## 検査を受けていただきたい方

① 平成6年以前に**薬師の医療機関**で治療を受け、次の1)~5)に該当された方は、フィブリノゲン製剤の投与を受けた可能性があります。

- 1) 妊産中又は出産時に大量の出血があった
- 2) 大量に出血するような手術を受けた
- 3) 気道静脈瘻の形成、消化器系疾患、外傷などにより大量の出血があった
- 4) がん、白血病、肝疾患などの病気で「血が止まりにくい」と指摘を受けた
- 5) 特殊な腎結石・胆石除去法「結石をフィブリノゲンに包埋して取り除く方法」、気胸での胸膜癒着、脾・骨髄片などの接着、血が止まりにくい部分の止血などの治療を受けた

② 次のような病気で入院したことがある方は、血液凝固因子製剤の投与を受けた可能性があります。

- 1) 新生児出血症(新生児出血、ビタミンK欠乏症等)の病気で「血が止まりにくい」との指摘を受けた
- 2) 肝硬変や肝臓病で入院し、出血が止まらなかった
- 3) 気道静脈瘻の形成、消化器系疾患により大量の下血があった
- 4) 大量に出血するような手術を受けた(出産時の大量出血も含む)

なお、昭和47~63年の間に、非加熱血液凝固因子製剤を血友病以外の患者に投与した可能性のある医療機関は、**薬師の医療機関**に掲載されています。

※①②以外の方でも、次のような方は、一度は検査を受けることをおすすめします。

- 1) 平成6年以前に輸血を受けた方
- 2) 大きな手術を受けた方
- 3) 長期に血液透析を受けている方
- 4) 臓器移植を受けた方
- 5) 薬物濫用者、入れ墨をしている方
- 6) ホモビクスを認めている方
- 7) その他(健康診断等で肝機能検査の異常を指摘されているにもかかわらず、その後肝炎の検査を実施していない方など)

※輸血などに用いる血液製剤は、様々な安全対策がとられてきており、感染伝播のリスクを完全に排除できないものの、近年の製剤の安全性は格段に向上しております。

※なお、過去に一度肝炎ウイルス検査を受診されている方は、新たに①、②または上記に該当することがない限り、基本的に再度検査を受ける必要はありません。

## 受診機関など

① 受診機関: 保健所  
(自治体によっては委託医療機関でも受診できます。)

② 検査費用: 基本的に無料  
(一部の自治体では自己負担が必要な場合があります。)

③ 検査に関するお問い合わせ先:  
お住まいの地域の保健所

上記のほか、市区町村や健康保険組合及び政府管掌健康保険が行う健康診査で肝炎ウイルス検査を行っている場合がありますので、それぞれにお問い合わせください。

【問い合わせ先】厚生労働省窓口

専用フリーダイヤル

0120-509-002

2月29日(金)まで  
9:30~20:00  
※土・日・祝日を除く

厚生労働省ホームページ <http://www.mhlw.go.jp/>

地方自治体の窓口: 都道府県、政令指定都市、保健所設置市、東京都23区の保健所、健康福祉事務所等に設置されております。なお、47都道府県の主な窓口は以下のとおりです。

北海道	健康推進課 011-231-4111(25-414)	千歳市	保健課 043-223-2614	岐阜県	保健医療課 058-272-1111(2543)	和歌山県	健康対策課 073-441-2543	高知県	健康づくり課 088-823-9677	
	保健課 011-231-4111(26-672)		疾病対策課 043-223-2682		雨水道課 058-272-1111(2573)		健康推進課 0897-20-7228		保健課 092-843-3285	
青森県	医療推進課 017-734-9289	東京都	健康推進課 03-5320-4353	静岡県	保健課 054-221-2414	鳥取県	健康推進課 0867-26-7194	福岡県	健康対策課 092-643-3268	
	保健衛生課 017-734-9234		疾病対策課 03-5320-4471		疾病対策室 054-221-2441	島根県	健康推進課 0862-22-5254(5258)	佐賀県	保健課 0952-25-7022	
岩手県	保健衛生課 019-829-5467(5466)		感染症対策課 03-5320-4519	厚生部企画課 054-221-2404	徳島県	健康推進課 0872-22-5329	徳島県	健康推進課 0872-22-5329	大分県	保健課 097-506-2850
宮城県	保健課 022-211-2652	神奈川県	保健課 045-210-4964	愛知県	健康安全課 052-954-8305	岡山県	健康推進課 086-226-7340	長崎県	保健推進課 095-895-2488	
秋田県	健康推進課 018-860-1424	新潟県	健康推進課 025-280-5187		健康対策課 052-954-6272	広島県	保健対策室 082-513-3223		健康推進課 095-895-2466	
山形県	保健推進課 023-630-2316(2332)		健康対策課 025-280-5200	三重県	保健推進課 059-224-2330		保健対策室 082-513-3068	熊本県	保健推進課 096-383-1111(7184)	
福島県	保健グループ 024-521-7232	富山県	健康課 076-444-3225	滋賀県	保健推進課 077-528-3634	山口県	健康推進・保健推進課 083-933-3018	鹿児島県	保健課 097-506-2850	
	医療連携グループ 024-521-7238		くすり政策課 076-444-3234	京都市	保健課 075-414-4786		健康推進課 083-933-3018		保健課 097-506-2850	
茨城県	保健予防課 029-301-3220	石川県	健康推進課 076-225-1438		健康対策室 075-414-4726	奈良県	健康推進課 089-933-2956	宮崎県	保健課 0985-26-7060	
	保健課 029-301-3393		保健推進課 076-225-1442	大阪府	フィブリノゲン製剤投与歴者 06-6344-6263(専用)	奈良県	保健課 088-621-2234		健康推進課 0985-26-7079	
栃木県	健康推進課 028-623-3086	福井県	保健推進課 0776-20-0346	兵庫県	保健課 078-362-3269		健康推進課 088-621-2228	鹿児島県	健康推進課 099-286-2724	
	保健課 028-623-3120		健康推進課 0776-20-0352	奈良県	保健課 0742-27-8673	香川県	健康推進課 087-832-3309	沖縄県	保健衛生課 098-866-2215	
群馬県	保健予防課 027-226-2609	山梨県	健康推進課 055-223-1494		健康推進課 0742-27-8658	愛媛県	健康推進課 089-912-2401		健康推進課 098-866-2215	
	保健課 027-226-2663	長野県	保健課 026-235-7157		保健課 0742-27-8645		保健衛生課 089-912-2391		健康推進課 098-866-2209	
埼玉県	疾病対策課 048-830-3572		健康づくり支援課 026-235-7146	和歌山県	保健課 073-441-2600	高知県	健康推進課 088-823-9682			

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策課長 新村和哉 (内2900)

血液対策企画官 植村展生 (内2901)

平成20年6月13日

医薬食品局血液対策課

フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性のある医療機関の追加について

○ 5月30日までに、厚生労働省ホームページ上の「C型肝炎ウイルス検査受診の呼びかけ（フィブリノゲン製剤納入先医療機関名の再公表について）」の公表医療機関等リストの597の医療機関の備考欄に、「フィブリン糊として使用した可能性があるとの報告あり。」という記載を追加したところですが、その後、新たに1施設から、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの報告があったため、同様の記載の追加を行いましたので、お知らせいたします。

これにより、フィブリノゲン製剤をフィブリン糊として使用した可能性があるとの報告があった医療機関数は合計598施設となりました。

**【参考】**

公表医療機関等リストの備考欄にフィブリン糊についての記載を追加した医療機関の抜粋(6月13日追加分)

No.	存続・廃院等 施設名	所在地
-----	---------------	-----

**【 宮城県 】**

575	存続 すけの医院	宮城県仙台市太白区三神峯2-2-3
-----	----------	-------------------

平成20年8月22日

(照会先)

厚生労働省医薬食品局

血液対策企画官 林 憲一(内線2901)

血液対策課長補佐 齋藤匡人(内線2906)

### フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口について

「フィブリノゲン製剤等に関する相談窓口」は、平成20年9月1日(月)より平成20年9月30日(火)まで以下のとおり行うこととしましたので、お知らせいたします。

また、「特定フィブリノゲン製剤及び特定血液凝固第IX因子製剤によるC型肝炎感染者を救済するための給付金の支給に関する特別措置法」に基づく給付金の請求手続き等に関する相談窓口が独立行政法人医薬品医療機器総合機構内に設置されておりますので、併せてお知らせいたします。

#### ○厚生労働省の相談窓口

フリーダイヤル 0120-509-002

受付期間 平成20年9月1日(月)～9月30日(火)

受付時間 午前9時30分～午後6時(土・日・祝日を除く)

#### ○独立行政法人医薬品医療機器総合機構の相談窓口

フリーダイヤル 0120-780-400

受付時間 午前9時～午後6時(土・日・祝日を除く)